

令和元年 11 月

甲斐市臨時市議会議案

甲斐市

令和元年 11月 18日 提出

甲斐市長 保坂武

目 次

議案番号	件 名	ページ
	専決処分の報告の件	1
報告第8号	和解及び損害賠償額の決定の件	3
同意第7号	監査委員の選任の件	5

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

処分事項

報告第 8 号 和解及び損害賠償額の決定の件

報告第8号

和解及び損害賠償額の決定の件

交通安全施設の管理瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

1 和解の相手方
[REDACTED]

2 和解の条件

- (1) 甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金146,443円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

3 専決処分をした日 令和元年11月13日

4 専決処分をした理由

令和元年10月12日、甲斐市西八幡地内の県道甲府南アルプス線で発生したカーブミラー倒壊に起因する車両事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行つたものである。

同意第7号

監査委員の選任の件

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 甲斐市龍地2353番地2 2号
- 2 氏 名 長 谷 部 集
- 3 生年月日 昭和47年3月3日

提案理由

議会選出監査委員 小浦宗光氏の退任（令和元年11月18日）に伴う選任のためである。これが、この案件を提出する理由である。

